

令和4年12月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和4年度12月補正予算等関係)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和4年12月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 新型コロナウイルス感染症対策推進課
	2	歳入歳出事項別明細書	4
	3	節の明細	5
			7

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第9号	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症対策総合調整課	8

議案説明資料総括表

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(単位：千円)

課 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
新型コロナウイルス 感染症対策推進課	21,354,701	5,000,000	26,354,701	4,968,000			32,000	
部 計	22,656,080	5,000,000	27,656,080	4,968,000			32,000	

令和4年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

3目 予防費

新型コロナウイルス感染症対策推進課（内線：7739）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 一般財源	
（新）新型コロナ第8波等緊急対策事業	0	5,000,000	5,000,000	4,968,000		32,000	
トータルコスト	0	5,000,789	5,000,789	（補正に係る主な業務内容）			
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等			
工程表の政策内容	新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制、検査体制、調剤体制の確保ほか						

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症の第8波が到来し、今夏の第7波を上回る感染拡大が生じる恐れが指摘されているため、医療機関・薬局に対して支援を行うことなどにより、医療提供体制、検査体制、調剤体制の確保を図るとともに、県の夜間相談体制、コンタクトセンター機能及び乳幼児ワクチン接種体制を強化し、第8波に備える。（各事業が密接に関連するため、状況の変化に応じて現場が機動的に執行できるよう、関連予算を集約する。）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
年末年始等期間中の診療・検査・調剤体制確保事業（単県）	年末年始や連休期間中は開院する医療機関及び営業する薬局に限られ、診療・検査・調剤能力が脆弱になることに加え、第8波による感染拡大により、医療提供、検査及び調剤の体制が一層ひっ迫すると想定される。そのため、開院・営業する医療機関及び薬局に対して補助することにより、開院・営業を促進し、もって医療提供、検査及び調剤の体制の確保を図る。 ・医療機関 41箇所 25,000 ・薬局 41箇所 7,000	32,000
夜間相談体制強化事業（国10/10）	在宅療養患者に対する県の夜間相談窓口非常に非常勤医師を配置し、看護師が判断に迷う受診相談に対して医学的助言を行う。 現在、在宅療養者が県の夜間相談窓口で体調悪化などの相談をした際、相談窓口の看護師が夜間救急外来受診の要否を判断しているが、ここに医師を配置することでよりの確かな助言が期待できる。これにより、救急外来の適正な受診を促し、救急医療のひっ迫を防止するとともに医師による医学的助言により患者等相談者の不安軽減を図る。	16,000
コンタクトセンター機能強化事業（国10/10）	コンタクトセンターに非常勤医師を配置し、無料検査や自己検査でコロナ陽性となった方の重症化リスクを判断し、重症化リスクの低い方（発症届の届出対象外の方）の確定診断を行うことで、感染拡大時の外来診療の負担軽減を図るとともに、コンタクトセンター登録を迅速に行い、陽性者に対する療養支援を速やかに開始することで療養者の不安軽減を図る。	14,000
新型コロナワクチン乳幼児接種促進事業（国10/10）	新型コロナワクチンの乳幼児（生後6ヶ月～4歳）接種を実施する医療機関が、接種のための特別な体制を確保する際費用や一定数以上のワクチン接種を実施した場合の助成などの財政支援を行うことにより、大人（12歳以上）や小児（5歳～11歳）の接種に比べてより慎重な対応が求められる乳幼児接種の体制強化を図る。 また、乳幼児接種の開設情報等を県の特設サイトやメーリングリスト等で発信するとともに、乳幼児接種ワンストップ相談窓口で案内し、保護者の情報収集を支援し、乳幼児接種の促進を図る。 ※乳幼児接種実施医療機関：35施設	100,000
新型コロナウイルス入院病床確保（空床補償）（国10/10）	新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病床をフェーズに応じて病棟単位で空床を確保する重点医療機関及びその他の入院協力医療機関に対し、空床となる病床に応じて助成しているが、第8波に伴う感染拡大に備え、フェーズ3に応じた病床を確保する場合に必要な額を増額補正する。 【空床単価（1床・日あたり）】 (1)重点医療機関（特定機能病院） ICU：436、HCU：211、その他：74 (2)重点医療機関（一般病院） ICU：301、HCU：211、その他：71 (3)その他医療機関 ICU：97、HCU：41、その他：16	4,838,000
合計		5,000,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎながら十分な療養者支援を行うため、医療・療養体制及び保健所機能の強化、検査体制の増強、コンタクトセンター設置による在宅療養者への支援体制確保、クラスター対策の強化などを図ってきた。今後、第8波によるさらなる感染拡大に備えるため、今のままでは不足すると考えられる医療提供体制、検査体制、調剤体制の一層の確保を図っていく必要がある。
- ・10月24日から開始した乳幼児接種を促進するため、接種体制の強化を図る。

令和4年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（新型コロナウイルス感染症対策本部事務局）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		補正前	補正額	補正後	うち新型コロナウイルス感染症対策本部事務局					
					補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費		
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	437,529	29,800	467,329	16,900	29,800	46,700	16,900	29,800	46,700
2	給料	1,412,856		1,412,856	72,162		72,162	72,162		72,162
3	職員手当等	863,373		863,373	35,797		35,797	35,797		35,797
4	共済費	503,922		503,922	24,531		24,531	24,531		24,531
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	1,194,200		1,194,200	581,904		581,904	208,654		208,654
8	旅費	61,117		61,117	1,532		1,532	1,032		1,032
	費用弁償	15,112		15,112	212		212	212		212
	普通旅費	22,872		22,872						
	特別旅費	23,133		23,133	1,320		1,320	820		820
9	交際費	100		100						
10	需用費	1,339,546	1,512	1,341,058	970,946		970,946	899,746		899,746
11	役務費	326,226	1,900	328,126	120,385	200	120,585	11,335	200	11,535
12	委託料	5,891,154	12,981	5,904,135	3,617,572		3,617,572	2,921,572		2,921,572
13	使用料及び賃借料	2,579,191		2,579,191	10,000		10,000	10,000		10,000
14	工事請負費	942,007	454,432	1,396,439						
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	42,283		42,283						
18	負担金、補助及び交付金	21,887,441	5,533,914	27,421,355	16,362,143	4,970,000	21,332,143	16,362,143	4,970,000	21,332,143
19	扶助費	1,445,351	157,387	1,602,738	178,710		178,710	178,710		178,710
20	貸付金	1,036,127		1,036,127						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	400,702		400,702						
25	寄附金	77,830		77,830						
26	公課費	47		47						
27	繰出金									
	予備費									
	計	40,441,002	6,191,926	46,632,928	21,992,582	5,000,000	26,992,582	20,742,582	5,000,000	25,742,582
財源内訳	国庫支出金	26,367,637	5,728,109	32,095,746	19,290,668	4,968,000	24,258,668	18,276,075	4,968,000	23,244,075
	地方債	621,000	240,000	861,000						
	その他	1,058,870		1,058,870	5		5	5		5
	一般財源	12,393,495	223,817	12,617,312	2,701,909	32,000	2,733,909	2,466,502	32,000	2,498,502

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
報酬	嘱託医師	65名
負担金、補助及び交付金	年末年始等期間中の診療・検査・調剤体制確保補助金	32,000
	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金	4,838,000
	新型コロナワクチン乳幼児接種促進事業補助金	100,000

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 新型コロナウイルス感染症は、そのウイルスが現在も変異を続けており、クラスターの発生を契機として感染が爆発的に拡大する状況は変わっておらず、加えて、感染力の増大により感染者が増加し、それに比例して死亡者も増加する傾向にある。新たな変異ウイルス出現を否定できない中、今後も県民の生命及び健康を守るため、県民、事業者等が一丸となってクラスター対策を継続して行っていく必要があることから、条例の有効期間を1年間延長する。</p> <p>2 概要 (1) 条例の執行期限を令和6年1月31日（現行 令和5年1月31日）まで延長する。 (2) 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>令和6年1月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>令和5年1月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。